

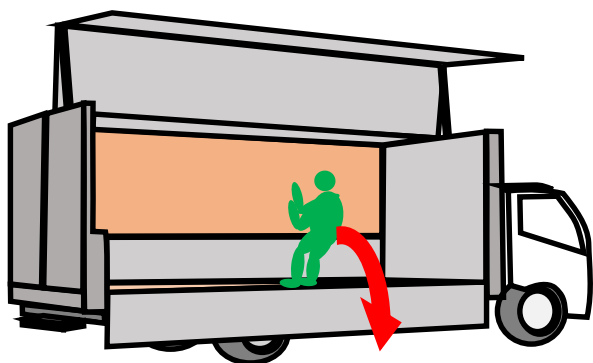
貨物自動車運送業での死亡労働災害が さらに急増しています！！

神奈川県内の貨物自動車運送業に所属するトラックドライバーの死亡労働災害は、令和5年10月末日時点で既に6件発生しており、昨年同期を上回る発生状況となっています。

さらに、他の都道府県の事業場に所属するトラックドライバーが、神奈川県内の事業場で荷役作業中に亡くなられた死亡労働災害も発生しています。

以下の災害発生事例を参考に、貨物自動車運送業の事業場におかれましてはトラックドライバーへの安全装備の使用と教育の徹底を、トラックによる荷の運送を依頼している全ての事業場におかれましては、事業場内における荷役作業の安全対策を徹底していただき、死亡労働災害の防止に努めていただくようお願いいたします。

事例1



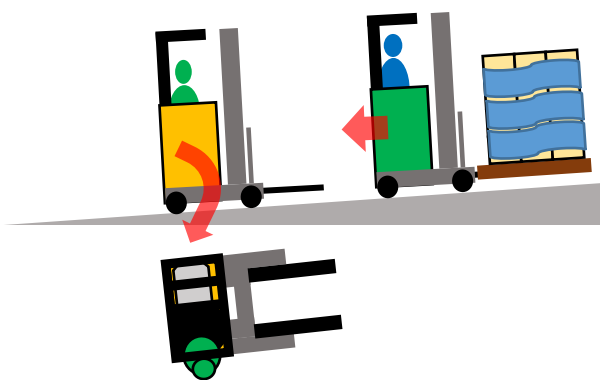
(発生状況)

中型トラック（ウイング車）運転者が、荷積み先の倉庫で片側のウイングとあおりを開放して荷積み準備を終え、荷台を後ろ向きに歩行中、約1メートル下の地面に墜落した。

(再発防止対策)

- ・ 開口部に背を向けて作業を行わせないこと。
- ・ 開口部に背を向け作業させざるを得ない場合は保護帽（墜落時保護用のもの）、墜落制止用器具（安全帯）を使用させること。

事例2



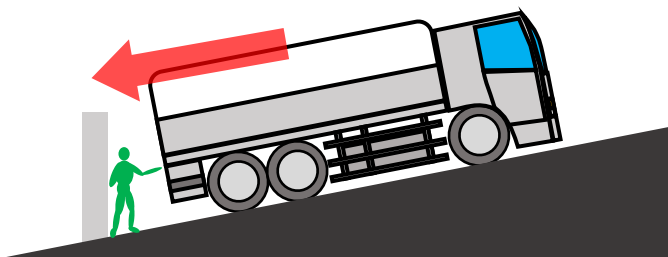
(発生状況)

トラック運転者が、荷台の空パレットを運び出す準備として、リーチフォークリフトでプラットフォーム上から地上のトラック脇まで移動の際、プラットフォームからの下りスロープを後進中に脱輪して35センチメートル下の地面に同車ごと落ち同車の下敷きになった。

(再発防止対策)

- ・ スロープに脱輪防止壁を取り付けること。
- ・ スロープにフォークリフトが複数台通行することが無いよう、作業計画を策定すること。

事例3



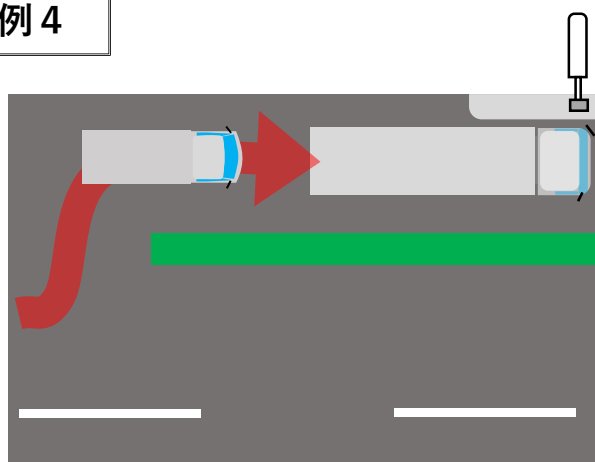
(発生状況)

配送先構内の坂にタンクローリー車を停車し、エンジンを切らずに一旦作業場所に向かったところ、サイドブレーキのかかりが悪く、ローリー車が坂道を後進した。運転手がそれに気づき慌ててローリー車に駆け寄ったがローリー車とコンクリート壁に頭と頸椎を挟まれた。

(再発防止対策)

- ・ 車両を停車する場合は、平たんな場所に停車させること。
- ・ 停車する際はサイドブレーキをきちんとかけるとともに、輪留めを使用させること。

事例 4



(発生状況)

東名高速上り線（神奈川県外）を4トントラックを運転して走行中、前方に停車していた大型トラックに追突した。

(再発防止対策)

- ・路肩等に駐停車する場合は、十分に速度を落とし、前方を確認すること。
- ・普段から体調を整え、運転業務に就く前には、十分な休息をとってから運転すること。

事例 5



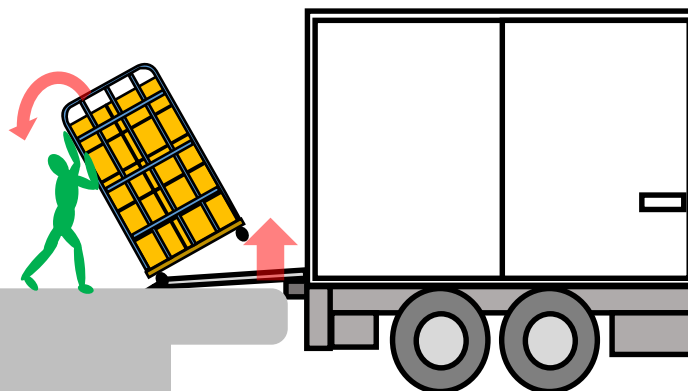
(発生状況)

トラック運転者が、配送に出発する前に雨天用の養生材を保管場所から持ち出して歩行中、別のトラックに荷積み中のフォークリフトの経路を横切った際に、後進中の同車に激突された。

(再発防止対策)

- ・事業場にて、歩行者通行帯と定めている箇所以外の通行は行わないこと。
- ・自社内で荷役作業を行うトラック運転手に対して、事業場で定めるルールについて、定期的に教育を行うこと。

事例 6



(発生状況)

トラック運転者が配送先の構内にて、テールゲートリフター（以下TGLと表記）をプラットフォーム上に降ろし、ロールボックスパレット（以下RBPと表記）をトラックから搬出しようとしたところ、誤ってTGLのリモコンスイッチの上昇ボタンを押してしまいTGLが上昇、はずみでRBPが転倒し落下、被災者がその下敷きになった。

(再発防止対策)

- ・TGLのリモコンスイッチを操作しない時は、そのスイッチを切るっておくことを徹底すること。
- ・RBPが転倒しそうになったら、支えようとせず、すぐに巻き込まれない箇所に退避すること。

※ 上記の死亡労働災害発生状況等の解説動画を、神奈川県労働局のホームページに掲載しておりますのでご確認ください。



※ 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインを厚生労働省ホームページでご確認ください。



ガイドライン
(荷の運送を
依頼する事業
者用)



ガイドライン
(運送事業者用)



神奈川県労働局・労働基準監督署